

10月から新連載スタート

ご愛読いただきました「不良債権に係る税務上の取扱いの再確認」「悩める税理士事務所所長・職員のための生成AI超入門」は今号をもって終了します。「続・傍流の正論」「裁決事例集」「(小説)税務調査と真実」は継続します。10月からは以下の連載を開始します。引き続きご愛読いただきますようお願い申し上げます。

編集部

所得税基本講座

必要経費を考える(第2章)

税理士 日高 大開

個人のネット取引や自宅でのサイドビジネスが社会現象化する中、関心の高まりを見せる必要経費について、その取扱いに対するコラムを、身近な事例や図表を取り入れ、昨年10月から今年3月まで24回にわたり連載しました。その続編をお届けします。

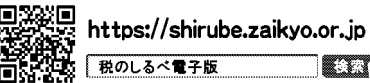
国税局エリア別 ふるさと納税の寄附額の多い自治体を探る

編集部編

令和7年度の全国のふるさと納税受入額(寄附額)は1兆3314億円となり、6年連続で過去最高を更新しました。寄附文化がなかなか根付かないといわれてきた日本にあって、ふるさと納税はその普及・定着に寄与してきました。本連載では、国税局のエリア別に寄附額が最も多い自治体を取り上げ、人気の理由などを紹介します。

読みたい記事がすぐに見つかる

税のしるべ電子版



<https://shirube.zaikyo.or.jp>

税のしるべ電子版

検索

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03 (3829) 4141(代)
FAX 03 (3829) 4001
URL <https://www.zaikyo.or.jp>

導入予定の各種特例案の解説も

簡易課税制度の適用を受けている事業者が、令和9年4月1日の属する場合は原則、その課税期間から簡易課税制度の適用をやめようとする事業者で、課税期間から簡易課税制度の適用をやめようとする旨を記載した「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を所轄の税務署長に提出する必要がある。解説では今回の特例について、飲食料品の譲渡を行い、かつ、簡

易課税制度の適用を受けている事業者が、令和9年4月1日の属する場合は原則、その課税期間から簡易課税制度の適用をやめようとする事業者で、課税期間から簡易課税制度の適用をやめようとする旨を記載した「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を所轄の税務署長に提出する必要がある。解説では今回の特例について、飲食料品の譲渡を行い、かつ、簡

飲食料品の消費税率の引下げ等で大綱を閣議決定

国税庁が特設サイトを開設

Q&Aなど関連資料を掲載

政府は15日、臨時閣議で来年4月から2年間限定で飲食料品に係る消費税率を1%に引き下げることなどを盛り込んだ「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び事業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」を閣議決定した(2、3面に一部を抜粋して掲載)。これを受けて国税庁は同日、同庁ホームページ上に「消費税率引下げ特設サイト」を開設した。大綱で示された税率引下げの改正案の内容を説明した資料を掲載したもの。今後、最新の情報を随時掲載していくこととしている。今号ではこのうち、「飲食料品に係る2年間の消費税率引下げに関するQ&A」の主な問答などを紹介する。

業者が簡易課税制度を適用して申告を行う場合、業種区分にかかわらず、飲食料品の譲渡(1%対象)に係る売上税額と同額の仕入税額を計上することとされ、この場合、その他

の売上税額にみなし仕入率を乗じた額との合計額を仕入税額控除することとしている。などを解説している。さらに、総額表示の特例については、事業者が9年4月1日から同年5月31日までの間、および11年2月1日から同年3月31日までの間に、飲食料品の譲渡に係る商品の価格表示について、総額表示義務に直ちに対応する

この「困難な事情」についてはQ&Aでは、例えば、「夜間の値札の貼り替え作業に対応できない」、「カタログや商品パッケージ自体に価格が印字されている」等の理由から、掲載されている。

残余利益方式の個別論点を議論

取引相場のない株式の評価 利益予測は法人税申告書をもとに

国税庁は16日、取引相場のない株式の評価に関する有識者会議(座長川佐藤英明慶応大学大学院教授)の第6回会合を開催した。同庁が前回会合で提示した残余利益方式を採用する場合の個別論点などを示し、これに沿って議論が行われた。同庁が一般の評価会

社の単一評価方式として導入を想定する残余利益方式の個別論点(検討事項)としては、①使用する帳簿等をどうするか、②残余利益の加算期間・時価としての妥当性、③多額の含み損資産がある場合の減損、④利益操作(オペレーティンググリー

休刊のお知らせ

次週9月28日号は休刊とさせていただきます。

TKCタックスフォーラム2026

研究発表(10時30分～12時00分)

確定決算主義と会計帳簿の証拠力

研究グループ:TKC東京都心会

講演(13時00分～14時30分)

税務行政の現状と課題

講師
国税庁長官

青木 孝徳氏



講演(14時50分～16時20分)

租税法の時事的課題

— 遡及課税等 —

講師
立教大学法学部 教授

浅妻 章如氏



- 開催日時 令和8年10月16日(金) 10時20分開会・16時30分閉会
- 参加費 無料
- 会場 品川プリンスホテル アネックスタワー5階 プリンズホール(東京都港区高輪4-10-30)
- 申込方法 ①TKC会員以外
TKCグループホームページ>税理士・会計士の皆様へ>セミナーのご案内からお申し込みください。
(<https://www.tkc.jp/ao/seminar/>)
②TKC会員
所属されるTKC地域会へお申し込みください。

お申し込みはコチラ▶
申し込みの際、現地参加かWeb参加をお選びください



TKC 税務研究所 〒162-8585
東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル4階
TEL 03-6631-7809

飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱(抜粋)

「中間とりまとめ」(令和8年7月29日社会保障国民会議 及び「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針」(令和8年8月5日閣議決定)に基づき、中低所得の現役勤労者に着目して、その負担軽減を通じて、所得に応じて、これまでよりも一層手取りが増えるようにするとともに、いわゆる「年収の壁」などによる「働き控え」を緩和することを通じて就労促進を図るため、これまでになかった就労促進を図るため、これまでになかった「所得に応じたきめ細かな給付」を行う新たな制度として、就業者負担軽減支援金(以下「支援金」という。)を導入する。その際、令和11年度の本格導入までの「つなぎ」として、まずは、来年4月から、2年間に限った飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げと飲食料品に係る消費税率1%相当分の範囲で実施する支援金制度を組み合わせて行い、その後の支援金制度の本格導入に円滑に接続していくこととする。

支援金制度は本格的な給付付き税額控除を導入する第一歩であり、制度の将来像については、継続して検討を行う。こうした考えの下で、必要な法制上の措置等を可及的速やかに講ずるため、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」を以下のとおり、定めることとする。

第一 目的

租税及び社会保険料による負担の軽減のため、飲食料品に係る消費税率について、現下の物価の上昇に鑑み臨時的に2年間に限り引き下げるとともに、中低所得の就業者の可処分所得の増大並びに就業の促進及び就業時間の抑制の緩和(以下「就業の促進等」という。)を図る必要性に鑑み、当該就業者が負担する租税及び社会保険料並びに当該就業者が受ける社会保険に係る現金給付の状況を一体的に捉える観点から、租税及び社会保険料の合計額から現金給付の合計額を控除した額の収入の額に対する割合(以下「純負担率」という。)を踏まえ、所得の額等に応じた支援金を支給することにより、働くことにより生活の向上を実感できる社会の形成に寄与することを目的とする。

第二 令和9年度及び令和10年度の飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ

一 飲食料品に係る消費税率の特例

1 現下の物価の上昇に鑑み、令和9年4月1日から令和11年3月31日までの間に事業者が国内において行う飲食料品(現行の軽減税率の適用対象となっていない飲食料品をいう。以下同じ。)の譲渡(以下「特例対象課税資産の譲渡」という。)及び保税地域から引き取られる飲食料品(以下「特例対象課税貨物」という。)について、消費税率の税率を0.78%とする特例を創設する(地方消費税率と合わせて1%。以下「特例税率」という。)

(注1) 軽減税率の適用対象である飲食料品の範囲及び軽減税率が適用される飲食料品以外の品目(週2回以上発行される新聞の定期購読分)に係る消費税率については、現行制度を維持する。

(注2) 上記の特例対象課税資産の譲渡を行い、又は特例対象課税資産の譲渡を受けた場合における適格請求書、仕入明細書その他の書類の「適用税率」の欄には特例税率を、「消費税額等」の欄には特例税率に基づく消費税額等の額をそれぞれ記載するものとする。

(注3) 上記の特例対象課税資産の譲渡についての売上げに係る対価の返還等、貸倒れ、仕入れに係る対価の返還等があった場合等については、特例税率に基づき計算する。

2 次に掲げる定期供給契約及び通信販売による飲食料品の譲渡については、特例税率を反映した契約変更等が困難な事例が生じることが想定される。

これを踏まえ、特例対象課税資産の譲渡から除外して、特例税率を適用しないこととする。

(1) 令和9年1月1日前に締結した定期供給契約(不特定かつ多数の者に定期的に継続して供給する契約をいい、特例税率を前提とするものを除く。)に基づき同年4月1日前に対価の領収をしている同日以後に行われる飲食料品の譲渡(当該対価を領収している部分に限る。)

(2) 通信販売の方法により令和9年1月1日前にその販売条件の提示(特例税率を前提とするものを除く。)が行われ同年4月1日前に申込みを受けた同日以後に行われる飲食料品の譲渡

(注) 令和9年4月1日前に行われた飲食料品の譲渡のうち、個人事業者、国、地方公共団体等に係る資産の譲渡等の時期の特例により、同日以後に行われたとされるものについても、同様とする。

二 飲食料品に係る消費税率の特例に関する所要の措置

1 消費税率の納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例

令和9年4月1日の属する課税期間が既に開始している事業者や簡易課税制度の適用を選択して2年が経過していない事業者は、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げを受けて、本則課税に移行し、還付申告を行う必要があっても、現行制度上は当該移行ができないこととなる。

これを踏まえ、課税事業者選択届出書等の提出について、次の措置を講ずる。

(1) 飲食料品の譲渡を行う事業者が、令和9年4月1日の属する課税期間から課税事業者となることを選択する場合において、その課税期間の末日までに課税事業者選択届出書を提出したときは、当該課税期間の初日の前日に提出したものとみなす。

生する一方、仮に本則課税を適用していれば納付税額が発生しない場合が多いと見込まれる。

これを踏まえ、簡易課税制度において可能な最大限の対応として、簡易課税制度の適用を受ける事業者が特例対象課税資産の譲渡を行った場合における特例対象課税資産の譲渡に対応する仕入控除税額については、業種区分にかかわらず、当該特例対象課税資産の譲渡に係る消費税額(いわゆる売上税額)と同額とする特例を設ける。また、適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(いわゆる2割特例・3割特例)の適用を受ける場合についても同様とする。

(注) 上記の特例を適用する場合には、特例対象課税資産の譲渡以外の課税資産の譲渡等(例：軽減税率の適用対象となっていない飲食料品以外の商品の販売)に係る売上税額に基づき、現行の簡易課税制度等を適用する。

3 消費税率の中間申告書の記載事項等の特例

飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げの影響により、納付税額が減少する事業者においては、前年に納付した消費税額に基づき計算することとなる中間申告税額が過大となることが見込まれる。これを踏まえ、当該事業者の中間申告税額について、次の措置を講ずる。

(1) 令和9年4月1日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告書に記載すべき中間申告税額については、直前の課税期間において行われた飲食料品の譲渡及び飲食料品の譲渡に係る課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる飲食料品について特例税率が適用されたものとした場合の消費税額に基づき計算した中間申告税額(当該中間申告税額がない場合には、零。)を記載できることとする。

(2) 令和11年4月1日以後に開始する中間申告対象期間に係る中間申告書に記載すべき中間申告税額については、直前の課税期間において行われた特例対象課税資産の譲渡及び特例対象課税資産の譲渡に係る課税仕入れ並びに特例対象課税

貨物について特例税率が適用されないものとした場合の消費税額に基づき計算した中間申告税額(当該中間申告税額がない場合には、零。)を記載できることとする。

(注1) 上記(1)の中間申告対象期間については上記2の簡易課税制度等の特例の適用があるものとして、上記(2)の中間申告対象期間については当該特例の適用がないものとして、それぞれ適用できることとする。

(注2) 上記の措置を適用する場合には、消費税率の仮決算による中間申告書に、上記の措置に基づき計算した中間申告税額(消費税額及び地方消費税額に区分した金額を含む。)を記載して提出することとする。

4 飲食料品の譲渡に係る消費税率の総額表示義務の特例

不特定かつ多数の者に対して商品の販売等を行う場合の価格の表示については、事前に消費税率相当額を含む税込価格(いわゆる総額)を消費者が一目で分かるようにする観点から、税込価格を表示しなければならないこととされている。このような消費者の利便性への配慮に加え、今般の特例税率の対象が店舗における価格改定が比較的頻繁になされていると見込まれる飲食料品であること等を踏まえ、例えば税抜価格(いわゆる本体価格)のみを表示する方法や税抜価格に続けて「十税」とのみ表示する方法など、税込価格を表示しない方法は、引き続き認められないこととする。一方で、夜間の値札の貼替作業に対応できない、カタロケや商品パッケージ自体に価格が印字されている等の理由から、税率変更時に適切な税率での総額表示が間に合わない状況が発生する可能性もある。

こうした状況を踏まえ、総額表示義務に直ちに対応することが困難な事情がある場合に限り、事業者が表示しなければならぬ飲食料品の税込価格について、当該事業者が、その表示する特例表示価格(次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ次に定める価格をいう。)が本来表示すべき税込価格であると誤認されないための措置を講じている場合には、次に掲げる期間の区分に応じ、当該特例表示価格を表示することができることとする。

(1) 令和9年4月1日から同年5月31

日

まで

荒川勝・十見和真 共編

▼B5判・1100頁・定価5280円(税込)

令和8年版 相続税・贈与税の実務と申告

「相続そのものの捉え方から、相続税贈与税に關する基礎知識・実務処理の仕方までを平易に解説。相続税法には「相続」「遺贈」「相続の開始」に關しての規定がなく、このために必須な民法や家事事件手続法に關しても詳解。設例や各種申告書、明細書の記載例を充実させた実務と申告に便利な必読書。教育資金の一括贈与に係る非課税措置の見直しなど、令和8年度の税制改正事項を織り込み改訂。

須藤大樹 編著

▼A5判・1400頁・定価6160円(税込)

令和8年版 国税徴収法基本通達逐条解説

●国税徴収法基本通達全項目について、制定趣旨、考え方、参考裁判例及び実務における留意事項等を逐条的に解説するとともに、近年における数多くの関係法令の改正を織り込み、精通者による解説を加えた実務担当者必携の書。偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社等の役員等の第2次納税義務の整備や事業性融資の推進等に関する法律の制定に伴う改正など、前版(令和6年2月刊)以降の改正項目を織り込んで改訂。

富永賢一 著

▼A5判・1280頁・定価5500円(税込)

令和8年版 源泉所得税 現物給与をめぐる税務

●現物給与と非課税とされる特殊な給与について種類ごとに分類したうえで、その取扱いについて課税判定のフローチャートや質疑事例を交え税務上の取扱いについて解説。深夜勤務者に支給する夜食代、通勤に自動車を利用している者の駐車場の利用料金に関する事例等、近年の経済環境の目まぐるしい変化を反映した最新事例(350問)を収録。

渡邊正則 著

▼四六判・450頁・定価2750円(税込)

改訂版 オーナー社長のための税金と事業承継対策

●オーナー社長と会社の間にはいくつもの税務的な課題があります。本書は、相談のケースが豊富な、社長と会社との間の不動産の賃貸借や譲渡をはじめ、役員賞与や役員退職金、そして後継者の事業承継対策等を中心に、社長と会社を取り巻く税務を章別に分けQ&A方式で解説。ルールを守り、将来を見据えた賢い税金対策を考える一助になる冊。

国税庁 編

▼A4判・360頁・定価4070円(税込)

令和6年度版 第150回 国税庁統計年報書

●明治9年に初めて刊行して以来、一貫して正確な資料を提供し、今版は150回目にあたる。国税庁主管の内国税の申告、処理、納税及びこれらに関連する計数を収録するほか、「統計調査結果の概要」を取り入れ分かり易いものとしている。

松本好正 著

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい ◆

TEL0338294141代 FAX0338294001

「大蔵財務協会オフィシャルサイト」リニューアル!

https://www.zaikyo.or.jp

大蔵財務協会

大蔵財務協会

大蔵財務協会

大蔵財務協会

大蔵財務協会

大蔵財務協会

大蔵財務協会

大蔵財務協会

大蔵財務協会

大蔵財務協会

大蔵財務協会

大蔵財務協会

大蔵財務協会

大蔵財務協会

大蔵財務協会

大蔵財務協会

大蔵財務協会

大蔵財務協会

大蔵財務協会

大蔵財務協会

大蔵財務協会

大蔵財務協会

日まで及び令和11年2月1日から同年3月31日まで 軽減税率（8%）に基づく税込価格

(2) 令和9年2月1日から同年3月31日まで及び令和11年4月1日から同年5月31日まで 特例税率(1%)に基づく
税込価格

5 令和9年度及び令和10年度の飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げに
よる地方消費税の減収額は、全額を地方
特例交付金により補填するとともに、各
年度において必要な地方交付税総額を適
切に確保する。

青木国税庁長官就任インタビュー

8月7日付で国税庁長官に就任した青木孝徳氏は9月1日、国税庁潮見坂クラブとの記者会見を行った。写真。青木長官は、今月24日に導入される新たな基幹システム「KSK2」の事務運営方針や、「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」に対する期待などについて語った（詳細を電子版に掲載しております）。

——就任の抱負について
32年ぶりに、国税の職場で働くことを大変光榮に思ひ、税務行政を取り巻く環境が大きく変わろうとしているこの時期に国税庁長官を拝命することになりまして、職責の重大さを改めて

境整備を進めるとともに、金融機関、官公庁等と連携しながら、納付手続きをオンラインで進めるキャッシュレス納付の利用拡大を図るなど、さらなる納税者利便の向上に努めてまいります。

また、本年9月には、国税庁の新たな基幹システム

経済社会のグローバル化として「KSK2」の導入やデジタル化など外部環境の変化に合わせて、国税組の円滑な導入を図り、課税組織自身が、果断に業務改革を推進し、変化していくことが不可欠であると考えておりまして、こうした変化に的確に対応するための取り組みを進めています。

・徴収事務の効率化や高度化にも努め、これらの施策を、全国5万6000人の国税職員と力を合わせて実施してまいりたいと考えています。

具体的には、「あらゆる
—— GSS、KSK2導
入による国税当局の内部事
務や税務調査の変化につい
て
行政の将来像の下で、引き
続き、e-Taxの利用環
境は、昨年8月から

6 その他所要の措置を講ずる。
(注) 令和9年度及び令和10年度の飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げを円滑に実施するため、関係府省庁は直ちに必要な準備作業に着手することとする。具体的には、飲食料品を製造・流通販売している事業者やそれらに関連するシステムメーカー等が早期に準備に着手できるように、関係府省庁は、制度の詳細についてできる限り早急に公表して広報活動を開始するとともに、国民や地方自治体への丁寧な周知広報を行うこととする。また、消費税率の臨時的な引下げの円

滑な実施に向けたスマートレジシステムへの移行やレジシステムの改修を行う中小企業等に対する支援を行うとともに、緊急時における消費税率の変更に柔軟に対応できるシステムの普及促進を図る。

三 飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げに係る農林漁業者等への対応

1 飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げの影響を受ける農林漁業者については、消費税率の引下げによる売上増額の減少等に対応して、利子負担を考慮しつつ、資金繰りへの支援を行う。特に本則課税に移行することが困難な簡易調

税事業者・免税事業者である農林漁業者については、第一次産品の生産・販売を担う特殊性に鑑み、売上げから回収できない仕入税額が大きくなることで経営継続が困難とならないよう、個別の売上高を踏まえた金額を給付する仕組みを導入することとし、現場の納得感のある対応に万全を期す。

2 食品事業者、外食事業者については、消費税率の引下げが経営に及ぼす影響を踏まえて、資金繰り支援、生産性向上に向けた省力化等の取組の支援等を行う。特に、外食事業者については、ティ

クアウト等の多角化の支援を講ずるなど、外食と中食・内食の税率差による影響の及ぶ業態などを見極めた上で、的確な支援を講ずる。

3 簡易課税事業者・免税事業者である農林漁業者、食品事業者、外食事業者が本則課税事業者に移行する際の相談対応や、税理士費用等の経費に対する支援を行う。

4 これらについて、関係府省庁が連携し、事業者の実情を確認しつつ、予算編成過程において支援内容を具体化する。

AN EXPLORER.

よう。

EMAC 株式会社

場：〒794-8582 愛媛県今治市野間甲985番地 TEL 0898-25-8282
 03-6550-8211 丸田支社：TEL 03-65476-0611

KSK2導入で納税者の利便性向上へ 非上場株式評価の見直しは幅広い視点での議論を期待



青木孝徳(あおき・たかのり)氏の略歴
平成元年大蔵省入省。6年桜井税務署長、22年大臣官房付兼内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）、令和2年主計局次長、3年大臣官房審議官（主税局担当）、5年主税局長を歴任。昭和41年生まれ、愛知県出身。

――税務調査におけるAIの活用状況と今後の取組みについて

現在、AIやデータ分析を最大限に活用し、申告漏れの把握や調査の効率化・高度化に取り組んでおります。

例えば、国税庁が保有している過去の税務調査の事績や申告・決算の情報、法定調査などのデータを使用し、申告漏れのリスクをスコア化する予測モデルを構築しているところです。

——「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」で、どのような議論を期待しているか

取引相場のない株式の評価方法につきましては、国税庁におきまして、本年4月から有識者会議を開催しているところであり、適正な評価制度のあり方について議論いただいているところです。

BE
冒険

社会に貢献
優

！力三商

専任・兼任
監事・理事

献する
良企業

事グループ

順次導入を進めまして、本年6月に全国への導入を完了したところで、また、国税庁の新たな基幹システムとして「KSK2」の導入を今月24日から予定しています。

KSK2導入により、さらなる「課税・徴収事務の効率化・高度化」と「納税者の利便性向上」を目指して、デジタル活用を前提とした効率的な事務運営を推進してまいりたいと考えております。具体的には、「書面処理からデータ処理への転換」「AIやデータ活用」の推進、「効率的な調査等に向けた新機能の導入」等です。

また、GSS・KSK2は、主に職員が業務利用するシステムでございます。直接は納税者の皆さまへの影響は多くはございませんが、「税務署からお尋ねした事に対し、書面ではなくWeb上からご回答が可能となること」「税務署からの通知につきまして、書面ではなく、データで受領・閲覧できる範囲が拡大すること」により、納税者の利便性の向上にも資するものと承知しております。

調査では、こうした予測モデルの判定結果に加え、職員が各種保有資料等をもとにさらに分析・検討を行い、調査の要否や優先度を最終的に判断することとしています。その上で、調査の必要性が高いと判断された納税者に対しては、深度ある調査を実施しています。

先ほど申し上げたとおり、9月には、「KSK2」が導入され、利用可能なデータが増加する予定であることから、予測モデルの精度向上に向けてさらに取り組みを進めるとともに、生成AIなどの最新技術も活用します。

今回の有識者会議ですが、株式評価に関する学術研究の進展や実務における企業価値評価の視点等も参考とするため、税法だけではなくて、さまざまな分野の専門家にご参加をいただいています。私としましては、そういったさまざまな分野の専門家の方々から、幅広い視点でぜひ、充実したご議論をいただくことを期待しておりますし、私どもとして、できる限りのサポートをしっかりとしていきたいと思っておりますので、充実したご議論をしていただきたいと思っています。

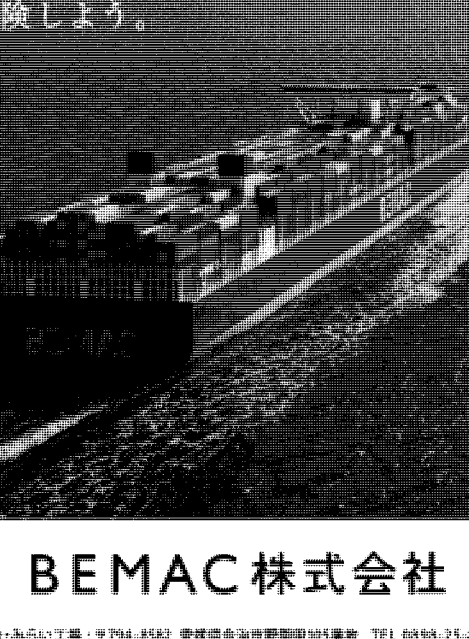
力三商事株式会社
代表取締役社長 井川 博明
愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話（〇八九六）代表二三一五四〇〇

愛媛製紙株式会社
代表取締役社長 井川 和寛
愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話（〇八九六）二四一三三三〇

日本興運株式会社
代表取締役社長 井川 正
愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話（〇八九六）代表二四一三五五〇

BE AN EXPLORER.

冒険しよう。



BEMAC 株式会社

本社・品出し工場：〒794-8582 愛媛県今治市野田甲905番地 TEL 0898-25-8181
 東京本社：TEL 03-6358-6211 大阪支社：TEL 06-6476-6611

【特集】

災害
発生

そのとき法人税務はどうなる？

災害に伴う支援と損失処理

■ 税理士・小松 誠志(TNR 会員)、税理士・中村 澄和(TNR 会員)

熊本の地震や各地の豪雨により、取引先等が被災していることが予想され、取引先や企業の事業所周辺の被災者に支援をすることが考えられる。そこで、災害の場合の取引先に対する債務免除等や被災者に対する自社製品等の提供に関する取扱い等、災害に関連する取扱いを確認する。

1 支援者向け措置

(1) 売掛金等の免除

取引先に対して売掛金等の免除をした場合、その免除に合理的な理由が認められない場合には寄附したものと取り扱われる。しかしながら、取引先が被災したといった事情があり、その取引先が復旧過程において、復旧支援を目的に売掛金等の免除をする場合には、単なる寄附というよりも、復旧支援することにより、その法人が受ける事業上の損失を回避するためのものとみることでもある。

このような考えから、被災した取引先に対する売掛金等の免除については、寄附金や交際費等に該当しないこととされている（法基通 9－4－6 の 2、措通 61 の 4 (1)－10 の 2）。

(2) 自社製品等の提供

法人が自社の製品等を多数の被災者に提供する場合には、被災者を支援するという目的があると考えられるが、その経済的効果をみると、広告宣伝費に準ずるものとみることでもあるため、その経済的効果に着目して、寄附金や交際費等に該当しないこととされている（法基通 9－4－6 の 4、措通 61 の 4 (1)－10 の 4）。

なお、自社製品等の提供については、物品の提供に限定されているわけではなく、その法人の業務サービスの提供である場合の役務提供、法人の社宅や研修所等を緊急避難的に被災者に提供した場合も含むものとされている（注 1）。

具体例としては、全国展開しているホテル業を営む法人が、その地域に住む被災した人達のために客室を提供すること等が考えられる。

2 被災者等向け措置

(1) 被災した土地に対する評価損の計上

固定資産については、法人税法上、評価換えをして帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、原則として損金の額に算入できないこととされている（法法 33 ①）。ただし、「①災害により著しく損傷したこと」、「② 1 年以上にわたり遊休状態にあること」、「③その本来の用途に使用することができないため他の用途に使用されたこと」、「④所在する場所の状況が著しく変化したこと」等の事実が生じた場合において、損金経理をすることによりその帳簿価額を減額したときは、その評価損の額を損金の額に算入することができることとされている（法法 33 ②、法令 68 ①三）。

もっとも、これらの評価損の計上事由が生じたことのみをもって評価損の計上が認められるものではなく、当該事由が生じたことにより固定資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなったこと、すなわち、評価損の計上事由と固定資産の価額の下落との間に因果関係があることが必要となる（法令 68 ①かっこ書）（注 2）。

なお、評価損を計上する場合の時価は、固定資産が使用収益される

ものとしてその時において譲渡される場合に通常付される価額とされている（法基通 9－1－3）。

また、固定資産について、評価損の計上を前提とした取扱いがあり（注 3）、評価損を計上することが実務上も想定されていることが窺える。

したがって、今般の熊本の地震や各地の豪雨による被害により、土地に地割れ、地盤沈下、地盤の液状化、崖崩れ、土砂の流入、浸水等が生じた場合には、「①災害により著しく損傷したこと」又は「④所在する場所の状況が著しく変化したこと」に該当し、その結果として土地の時価が下落した場合には、評価換え直前の帳簿価額と時価との差額に達するまでの金額を評価損に計上することができると考えられる。

(2) 災害損失欠損金額の繰戻還付請求

震災、風水害、火災その他一定の災害が生じた場合には、通常の場合の青色欠損金額の繰戻還付請求とは異なる災害損失欠損金額の繰戻還付請求の制度がある。本制度の対象となる災害損失欠損金額は、災害のあった日以後 1 年以内に終了する事業年度又は同日以後 6 月以内に終了する中間期間（事業年度開始の日以後 6 月の期間をいう。）において生じた欠損金額のうち、災害により棚卸資産、固定資産又は他の者の有する固定資産を利用するために支出された繰延資産について生じた一定の損失の額に達するまでの金額であり、青色欠損金額に限定されない（法法 80 ⑤、法令 155 の 2 ③）。

内国法人は、災害損失欠損金額が生じた事業年度又は中間期間（以下、「欠損事業年度」という。）に係る確定申告書又は仮決算の中間申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、欠損事業年度開始の日前 1 年（欠損事業年度に係る確定申告書又は仮決算の中間申告書が青色申告書である場合には、前 2 年）以内に開始したいずれかの事業年度の所得に対する法人税の額に、そのいずれかの事業年度（以下、「還付所得事業年度」という。）の所得の金額のうちに占める欠損事業年度の災害損失欠損金額に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる（法法 80 ①⑤）。

(算式)

法人税の還付
請求金額

=

還付所得事業年
度の法人税額

×

欠損事業年度の災害損失欠損金額
(分母の金額を上限とする)

還付所得事業年度の所得金額

通常の場合の青色欠損金額の繰戻還付請求と本制度の主な相違点は、次のとおりであり、本制度は、災害という非常時・窮境時において広範にその適用が認められる。

- ① 青色欠損金額の繰戻還付請求は、中小法人等以外の法人について現在適用凍結中であるが、本制度は、中小法人等以外の法人であっても適用が認められる（措法 66 の 12 ①）。
- ② 青色欠損金額の繰戻還付請求は、確定申告時に行うが、本制度は、中間申告時にも行うことが可能である。
- ③ 青色欠損金額の繰戻還付請求の還付所得事業年度は、欠損事業年度開始の日前 1 年以内に開始した事業年度であり、本制度の還付所得事業年度も原則として同様であるが、青色申告の場合に限り欠損事業年度開始の日前 2 年以内に開始した事業年度となる。

（注 1） 北田泰隆編著『法人税基本通達逐条解説〔十二訂版〕』1043 頁（税務研究会出版局、令和 8 年）

（注 2） 国審平成 15 年 1 月 28 日においては、土地が 1 年以上にわたり遊休状態にあるという事実は認められたものの、土地の価額が帳簿価額を下回ることとなった原因は、遊休状態にあることではなく、一般的な土地相場の下落によるものであったことから、評価損の計上は認められないものとされた。

（注 3） 法人税基本通達 7－8－2 (3) ハ、9－1－1 (1)、平成 28 年 6 月 16 日課法 2－5「平成 28 年熊本地震に関する諸費用の法人税の取扱いについて」2 ※ T N R：全国事業再生・事業承継税理士ネットワーク

（株）昭和木材株式会社

本 社：東川町西町 10 丁目 1 番 3 号
☎ (0166) 31-4781 FAX (0166) 82-3111
本社工場〈製材・加工・乾燥〉流通センター
東川町西町 10 丁目 1 番 3 号
☎ (0166) 82-7477 FAX (0166) 82-5601
住 宅 事 業 部：東川町西町 10 丁目 1 番 3 号
☎ (0166) 31-3120 ☎ 0120-22-6969
札幌支店・札幌工場〈プレカット・2×4 パネル〉
石狩市新港南 1 丁目〈石狩工場団地内〉
☎ (0133) 64-3188 FAX (0133) 64-3190
東北支店・プレカット工場
秋田県大館市松木境 4-2
☎ (0186) 50-6555 FAX (0186) 50-6557
盛岡営業所：岩手県柴波郡矢町流通センター南 3 丁目 8-3
☎ (019) 638-5888 FAX (019) 638-5666
仙台営業所：宮城県仙台市若林区卸町 5 丁目 5-2
☎ (022) 788-2401 FAX (022) 788-2402
青森事務所：青森市矢作 1 丁目 2-5
☎ (017) 763-0872 FAX (017) 763-0873
東京支店：東京都江東区辰巳 3 丁目 20-21
☎ (03) 3521-6911 FAX (03) 3521-6916
名古屋支店：名古屋港区藤前 3 丁目 501 番
☎ (052) 303-2130 FAX (052) 303-2131
大阪支店：岸和田市新港町 5-7
☎ (072) 436-7333 FAX (072) 436-7334
西日本物流センター
香川県丸亀市土器町北 2 丁目 63-1
☎ (0877) 64-6670 FAX (0877) 64-6671

給食をもっと楽しく
食卓をもっと笑顔に

飲むヨーグルトの定番！



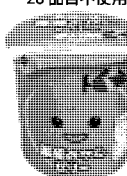
アシドミルクPLUS

給食でおなじみ
スタンダードヨーグルト



コアカア

アレルゲン
28 品目不使用



国産みかんゼリー

愛知ヨーウ株式会社

本 社・工 場 愛知県小牧市大字間々原新田字中島 500 ☎0568-77-3141
名古屋センター 名古屋市中東区よもぎ台 1-1101 ☎052-773-4911
小牧センター 愛知県小牧市大字間々原新田字中島 500 ☎0568-71-4911
四日市営業所 三重県四日市市日永東 2-1871 ☎059-347-4911
三河センター 愛知県豊川市小坂井町宮下 77-1 ☎0533-95-4911
福岡営業所 福岡県大野城市御笠川 3-4-15 ☎092-503-2151
熊本営業所 熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間 1847 ☎096-283-3441
鹿児島営業所 鹿児島県鹿児島市小野 3-1192-9 ☎099-229-4911
北陸営業所 石川県金沢市千木 1-85 ☎076-257-3565
関東営業所 東京都千代田区神田鍛冶町 3-7-21 ☎03-3526-3141
天翔神田駅前ビル 6F 607
岐阜営業所 岐阜県瑞穂市野白新田 31-7 ☎058-260-4911
京都営業所 大阪府茨木市横江 1-2-15 ☎072-634-4911
長野営業所 長野県伊那市御園 2 ☎0265-76-4939

精 麦 ・ 精 米 ・ 倉 庫 業 (精麦部)
太平洋セメント株式会社特約店 (建材部)
出 光 興 産 特 約 販 売 店 (石油部)
アストモスエネルギー株式会社特約店 (ガス部)
陸運局長指定自動車整備工場 (自動車整備部)



阿部精麦株式会社

代表取締役 阿 部 一 郎

本 社 新潟県加茂市岡ノ町 5 番 5 号
TEL 0256 (52) 4141 (代) FAX 0256 (53) 2678
精麦部・白根工場…………… TEL 025 (375) 4143 (代) FAX 025 (375) 5263
石油部配送センター …… TEL 0256 (53) 2185 FAX 0256 (53) 2875
西 加 茂 給 油 所 …………… TEL 0256 (52) 2137
加茂駅前給油所…………… TEL 0256 (52) 1603
ガス部 …………… TEL 0256 (52) 1168 (代) FAX 0256 (53) 3144
建材部 …………… TEL 0256 (52) 4141 (代) FAX 0256 (53) 2678
自動車整備工場…………… TEL 0256 (52) 1985 (代) FAX 0256 (52) 3012

続

傍流の正論

税相を斬る

弁護士・税理士 品川 芳宣

107

類似業種比準方式は、評価方式における比準方式の一方法であるが、評価実務の比準方式としては最も適切なものである。すなわち、同じ比準方式である類似会社方式については、理論的に適切であっても、実務において「類似会社」の選定において混乱に陥るであろうし、取引事例方式についても、適切な取引事例の選定が常に可能であるとも考えられない。

ところが、令和6年の会計検査院の報告によって、類似業種比準方式による評価額が極めて低評価になっている旨指摘され、現在、国税庁が進められている有識者会議においても、類似業種比準方式の是正が標的になっているようである。その議論の中では、類似業種比準方式の廃止論もあるようである。

確かに、現行の類似業種比準方式は、「上場会社に類似する「大会社」の株式の価額を上場会社の類似業種の株価に比準して評価する」という当初の理念から懸け離れている。そうであれば、そのように乖離した原因を追求し、その原因を取り除いて元の類似業種比準方式に戻せばよさそうなものである。すなわち、評価通達における評価方式は、中小企業の事業承継対策のために、税制措置の代替手段としてその評価額の引き下げが求められてきたが、そのターゲットが操作しやすい類似業種比準方式に求められてきたのは周知の事実である。そのことは、本来、相続税法上の「時価」の評価方法である類似業種比準方式を歪める、という必然の成り行きを招くこととなった。そして、それが、節税策のターゲットになってきた。

すなわち、事業承継対策は税制で対処することとし、類似業種比準方式のような評価方法は、「時価」の評価方法に徹すればよいはずである。その意味では、評価通達が発出された昭和39年当時の原形にできるだけ戻していけば済む話ではある。具体的には、次のように、評価方法を

評価論⑦ 類似業種比準方式

是正すればよい。

○ まず、「大会社」の区分については、多くの中小企業の類似業種比準方式を適用させるために、その区分基準を引き下げてきたが、当該区分基準を上場（公開）基準に合わせる必要がある。そして、「小会社」に対しては、類似業種比準方式を認めないこととする。

○ 類似業種の株価（A）は、課税時期2年前の安値を考慮するのではなく、課税時期3月前の月間平均の最安値を採用すべきである（上場株式の評価がそうである）

○ 中小企業のほとんどが配当をしていないので、比準要素を利益金額と純資産価額の2項目とし、分母を2とする（株式を公開する場合の公開価格を決定する際に用いられる類似会社比準方式では、比準要素は利益金額と純資産価額の2項目である）

○ 斟酌率を0・8又は0・9にする（評価通達制定当時（昭和39年）は、1・0であったはずである）

○ 類似業種は、「小・中・大」の順に区分することとし、分類間の選択は認めないこととする。

このように、類似業種比準方式を改善するだけでも類似業種比準価額は、相当に引き上げられることとなり、類似業種比準方式を適用するための節税策も鳴りを潜めるはずである。しかし、このように、類似業種比準方式を改正すれば「事が済む」わけではない。すなわち、前述したように、類似業種比準方式が歪められてきたのは、同方式が事業承継税制の代替手段として用いられてきたことにほかならない。そうであれば、類似業種比準方式を是正するとともに、事業承継税制の一層の拡充を図るべきである。

事業承継税制については、平成30年に導入された非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の特例制度が令和9年末までの適用となっているので、その行方が注目されている。この特例制度は、事業承継（株式の移転）の時点では、税負担が生じないということで、その効果が期待されていた。しかし、その適用要件があまりにも厳しく、多くの中小企業が敬遠しているところである。この特例制度を永続させ、その適用案件を大幅に改善すべきである。

不良債権に係る税務上の取扱いの再確認

■ 税理士 東辻 淳次

11

【グループ税制における寄附金の取扱い】

前回までは、子会社等に対する整理・再建のための経済的利益が寄附金に該当するかどうかについて説明してきました。

ただし、寄附金については、平成22年度の税制改正によるグループ税制により、法人による完全支配関係のある法人間の寄附については、寄附者側においては損金不算入とされ（法法37②）、受贈者側においては益金不算入とされました（法法25の2）。

（100%子会社の整理・再建）

グループ税制の導入前は、経営不振の100%子会社が多額の債務を有している場合に、この多額の債務を100%親会社が肩代わりして返済したときには、前回までに説明した「相当の理由」がなければ、子会社は受贈益を計上し、親会社は寄附金として損金算入限度額の計算をしてきたところです。

このことが、グループ税制の導入により、子会社は受贈益を益金の額に算入する必要はなくなり、受贈益に対する課税を受けることがなくなりました。

また、親会社の立場から見れば、子会社に対する寄附金を損金算入することはできないものの、資金面に余裕のある親会社である場合には、グループ税制の適用がない場合のように、子会社は益金算入を求められる一方で、親会社は損金算入限度額を超える

グループ税制における寄附金の取扱い

寄附金が損金不算入となるといったダブルパンチを受けることがあります。

したがって、100%子会社の場合には、前回までに説明した「相当の理由」がない場合であっても、その子会社の整理・再建を進めやすくなったともいえます。

（グループ税制と相当の理由との関係）

「子会社等を整理する場合の損失負担等（基通9-4-1）」及び「子会社等を再建する場合の無利息貸付け等（基通9-4-2）」にいう「相当の理由」は、合理性のある整理・再建計画を策定すれば、出資関係が100%であっても存在することになります。

そして、「相当の理由」がある場合には、これらの通達にいう経済的利益の供与は、寄附金に該当せず、損金の額に算入することとなります。このことは、グループ税制の導入前後によって変わることはありません。

結果として、100%子会社の整理・再建のための親会社による経済的利益の供与を行う場合において、「相当の理由」がないときには、グループ税制の適用を受け、「相当の理由」があるときには上記の通達による取扱いの対象となるということであり、子会社の整理・再建の際にはいずれの方法により実施するかを選択して処理を進めることができるともいえます。

【最後に】

連載の最初にも申し上げましたが、倒産件数が年々増加しているなどあまり芳しくない経済状況となっていますので、今回の連載が皆さんの「もしかの場合」への備えとして、不良債権に係る税務上の取扱いの再確認に少しでも役立てば幸いです。（おわり）



LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスコンバインド製造販売、G.H.P冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

株式会社 マルエイ

代表取締役会長 澤田 栄一

代表取締役社長 澤田 正

本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL：058-245-0101

<http://www.maruei-gas.co.jp/>



新しい物流サービスを創造していく
service creation

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク

高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

名古屋市南区加福本通2丁目19番地
TEL. 052-611-1151

〒467-0856
愛知県名古屋市中瑞穂区新開町22番20号

TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL <http://maruta.co.jp>



Best New Machine

最高の新戦力。

どんどん三洋号が、面白くなる。



SANYO

本社：名古屋市千種区今池3-9-21
TEL (052) 733-3401

裁決事例集

302

裁決のポイント

役務の内容等の記載はないが、それらの内容は請求書などで把握できるとして仕入税額控除が適用できると主張も、それを認めなかった事例。

請求人が、日用品雑貨等の仕入れについて仕入税額控除を適用して消費税等の申告をしたところ、原処分庁が、請求人の総勘定元帳等に課税仕入れに係る資産又は役務の内容が記載されていないことなどから、仕入税額控除を適用することはできないとして消費税等の更正処分等を行ったのに対し、請求人が原処分の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は請求人の主張を退ける判断をした(令和7年9月1日付、非公開裁決)。

事案の概要

請求人は、日用品雑貨、衣料品およびアクセサリーの販売などを目的として設立された法人であり、設立以来、本件代表者が代表取締役を務めていた。

請求人は、令和3年3月24日に、「消費税課税事業者選択届出書」を当局に提出した。

請求人は、本件各課税期間において、本件5社から商品を仕入れたとして、本件各課税期間に係る本件各総勘定元帳の「仕入高」勘定に、本件各仕入れについて記載した。

請求人は、本件5社の名義で発行された本件各仕入れに係る本件各請求書を保存している。

また、一定の仕入れについては、それぞれ領収証(本件各請求書と併せて本件各請求書等)も保存していた。

原処分庁は、請求人に対する本件各課税期間の消費税等に係る調査に基づき、

総勘定元帳に課税仕入れに係る役務の内容等の記載なし、帳簿を保存しない場合に該当

編集部編

本件各仕入れに係る消費税額について、消費税法第30条第7項に規定する法定帳簿および法定請求書等が保存されていないことから、本件各課税期間において仕入税額控除が適用されないとして、6年7月2日付で、本件各更正処分などをした。

争点は、本件各仕入れに係る消費税額について、仕入税額控除を適用できるかどうか。

請求人の主張

①総勘定元帳(本件各総勘定元帳)に記載された仕入取引(本件各仕入れ)に係る各仕入先が真実の仕入先である。

②本件各総勘定元帳には本件各仕入れに係る資産又は役務の内容の記載はないものの、それらの内容は請求書などで把握できる。

したがって、消費税法第30条(平成28年法律第15号による改正前のもの)の仕入れに係る消費税額の控除(第7項に規定する要件を満たし、仕入税額控除を適用できる)。

審判所の判断

法令解釈

消費税法第30条第7項は、法定帳簿及び法定請求書等が税務職員の検査の対象となり得ることを前提にして規定しており、事業者が法定帳簿及び法定請求書を保存しない場合には同条第1項の規定による仕入税額控除が適用されないことになる。

このような法的不利益が特に定められたのは、資産の譲渡等が連鎖的に行われる中で、広く、かつ、薄く資産の譲渡等に課税するという消費税により適正な税収を確保するには、法定帳簿及び法定請求書という確実な資料を保存させることが必要不可欠であると判断されたためであると解される。

このうち、法定帳簿については、その対象物が帳簿であること、すなわち、継続的に記載され、日々の取引を証ひよう書類等の原始記録を基に記録されるもの

であることはもとより、消費税法第30条第8項により、法定記載事項の記載が必要である。

また、仕入税額控除の適用要件として法定帳簿及び法定請求書の保存が求められていることからすれば、法定帳簿と法定請求書等はそれぞれ独立して消費税法上の各要件を満たし、その保存がされている必要があると解するべきである。

したがって、例えば、ある課税仕入れについて、法定請求書等の保存があったとしても、法定記載事項の記載がない帳簿の保存しかない場合には、仕入税額控除の適用は認められないと解するのが相当である。

認定事実

請求人提出資料、原処分関係資料並びに当審判所の調査及び審理の結果によれば、請求人は本件各総勘定元帳以外の帳簿は作成していなかった事実が認められる。

検討

事業者が、消費税法第30条第8項が規定する法定記載事項が記載された法定帳簿を保存しない場合には、同条第1項に規定する仕入税額控除は適用されないところ、本件各総勘定元帳には、本件各仕入れに係る「課税仕入れに係る資産又は役務の内容」が記載されていないのであるから、本件各総勘定元帳は法定帳簿に該当しない。

そして、請求人は本件各総勘定元帳以外の帳簿を作成していないと認められるから、請求人は、本件各仕入れに係る法定記載事項が記載された法定帳簿を保存しない場合に該当する。

また、請求人が法定帳簿を保存することができなかったことについてやむを得ない事情があることをうかがわせる事実も見当たらない。

したがって、本件各総勘定元帳及び本件各請求書等に記載された本件各仕入れに係る各名称が、真実の仕入先の氏名又は名称に当たるかを検討するまでもなく、本件各仕入れに係る消費税額について、仕入税額控除は適用されない。

注目の二冊

国税徴収法基本通達

逐条解説

(令和8年版)

須藤 大樹 編著

国税徴収法基本通達の全項目について、制定趣旨、考え方、参考裁判例及び実務における留意事項等を逐条的に解説するとともに、近年における数多くの関係法令の改正を織り込み、精通者による解説を加えた実務担当者必携の書。

令和6年度税制改正により、法人を支配する役員等が法人の財産を散逸させて納税義務を免れる行為を未然に防止する観点から偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社等の役員等の第二次納税義務が創設されたこと等に伴う改正(令和6年12月)、また、事業性融資の推進等に関する法律の制定により、無形資産を含む事業全体を担保とする制度として企業価値担保権が創設されたこと等に伴う改正(令和8年5月)などを盛り込む。

前回版(令和6年2月刊)刊行後に行われた国税の徴収に関する税制改正を踏まえ、国税徴収法基本通達に係る改正を織り込み、実務に役立つ最新の逐条解説となっている。

A5判、1396ページ。定価6160円(税込み)。

お申し込みは、(一財)大蔵財務協会 販売局(Tel.03-3829-4141、FAX 03-3829-4001)。



江戸時代の人形専門家

人形の久月

本店：東京都台東区柳橋1-20-4 久月ビル1～3階 TEL. 03(3861)5511

支店：大阪／名古屋／札幌／福岡／柏／草加／相模原／箕面／静岡／小倉／越中島流通センター

創るよろこびを

久月人形学院

本社ビル6階

生徒募集中

TEL. 03(5687)5180

創業 明治三十年

豊富な経験と知識を生かした信用と技術の水戸工業



自動車整備用工具製造 機械工具・工作機械販売

水戸工業株式会社

本社／〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町6番地 電話東京(03)3252-1211(大代表)

悩める税理士事務所

所長・職員のための

生成AI超入門

■税理士 加藤 博己

11

これまでメールの下書き作成や資料要約など、身近な事務作業（周辺業務）でA Iを活用するアイデアをご紹介してきました。

実際にお試しいただいた方は、「えっ、A Iでこんなことまでできるんだ!」と感じていただけたのではないのでしょうか。そして「作業にかけていた時間がこんなに減った!」という実感が湧いたとき、A Iに対する心理的なハードルは、一気に下がったはずです。

A I活用で最も大切なのは、高度な専門ツールを使いこなす知識ではありません。日々の業務の中で、「この仕事、本当に人がやる必要あるの?」と、立ち止まって問い直すマインド（姿勢）です。

私たちの事務所には、人が手作業で行っている業務がたくさんあります。例えば、次のような作業です。

- ・打ち合わせのたびに一から行う議事録作成
- ・大量の資料から、要点だけを抜き出す作業

大切なのはツールより「問い直す力」

小さな成功体験から事務所を変えていく

・説明資料の構成案や見栄えを整える作業

これらはどれも、税理士としての高度な税務判断や、お客様との信頼関係を築く対話ではありません。A Iに積極的に任せるべき業務と言えます。

本連載では取り上げませんでしたが、最近では指示するだけで、面倒なフォルダ整理やファイル作成まで代わりにしてくれる「A Iエージェント」という仕組みも登場しています。私たちが思っている以上に、A Iに任せられる仕事の範囲は広がっています。

とはいえ、業務効率化を進めようとする、つい「事務所全体のシステムを一気に変えなければ」と大がかりに考えて、途中で息切れしてしまいがちです。まずは、自分の手元にある「ちょっと面倒な作業」をひとつ選んで、A Iに投げてみてください。そうすれば、「5分かかっていたメール作成が1分で終わった」、「山のような資料の要約が数十秒で手に入った」といった変化を、きっと実感できるはずです。

こうした「小さな成功体験」を、少しでも早く、そして多く体験することが、皆さまのA Iに対するマインドを変え、事務所の業務改善へとつながります。

全11回にわたった本連載も、今回が最終回となります。何か一つでも、皆さまの事務所でのA I活用のヒントになったのであれば幸いです。（おわり）

税務調査と

真実

23

■井東 圭

「それは、一種の見栄ですわ」

社長が、ほくそ笑みながら言った。

「ミエー……」

川上は吹き出しそうになりながらも、「看板が、見栄なんですか?」

「ええ、ご近所さんの手前、やっている感を出す意味でね」

「なんです、そのやっつけている感って?」

顧問税理士の堀田が、笑いながらささず問い返した。

「ほら、先生、うちは住まいがこじやないですか。そうなると、あそこの家は何をしているんだろう、みたいに思われるわけです。そうなると、うちの子もかわいそうなわけですわ。お前のオヤジはなにやっているんだ、みたいな質問されてもはつきり答えられないんじゃない、学校でいじめられるかも」

しれない。だから以前から、家の前に会社の看板掲げて。なあ、お前——」

突如、社長が夫人に話を振った。

振られた夫人は、そうそう、と言わんばかりに大きく頷くと、

「それに、高校を卒業した息子が去年から主人の仕事を手伝うようになり、この先、武蔵工務店さん以外からも仕事が入り、息子の代になったら、会社も大きくなればと思って、この際だから看板も新調したってわけです。でもまだ看板の効果はないんですけどね」

夫人は隣にいる堀田の顔を見て声なく笑ったものの、川上の顔は見えない。

「ところで社長さんは、業務日誌をつけてらっしゃいますか」と川上。

「業務日誌?」

「ええ、いつ、どの現場に行き、どんな作業をしたか。そんな内容を記したモノです。手帳やノート、日記など、名称はともかくも——」

「ええ、覚え書き程度のものは」と言う社長は立ち上がり、隣の部屋に行った。ほどなくしてB5判の大学ノート1冊を持参すると、川上に手交した。

「ありがとうございます。拝見します」

ノートには、定規でタテ線が引かれ、横1行ごとに、年月日、現場名、作業内容が、小さな文字でぎっしりと几帳面に記入されていた。

「この現場名は、請求書にある現場名と同じなんですか?」

「ええ、家内もここから拾って請求書をあげてるから一致してるはずですよ」

川上は頷き、腕時計に目を落とした。あと5分で正午となる。

「では午後に、書類を拝見します」

午後から帳簿調査に入った。

応接セットのテーブルで作業していると、川上は、税理士、社長、夫人の視線が、自分の手元一点に注がれているのを感じ窮屈だった。そんな中、ふと顔を上げると、ときおり社長の視線が、ピアノの上に敷かれたレース状の白い布にあった。そんな様子の社長と目があうと、視線は泳ぐように天井にそれた。そんなことが、わずか1時間足らずに、幾度も起きた。

「ノートは、いわば作業日誌ですね」

「ええ、そんなもんですかな」

川上の質問に社長が応えた。

「現場には息子さんといつも一緒に?」

「ええ。まだ半人前ですし、クロス貼りは2人の方が作業効率がいいんで」

「ちなみに社長さんのところは、週のうちお休みはいつです」

川上は社長の顔をまじまじと見た。

ノートでは、平日にもかかわらず記載されていない日がある。

「えっ?」

「このノートだと、平日に3日や4日も休んでいる週があるんですが」

「……」

「クロス貼りは屋内作業だから、天候に左右されるものでもないですよね」

「ええ……。その頃は、仕事があまりなく、ヒマだったのかなあ……」

「基本土日休みじゃないんですか?」

「ええ、まあ……」

「じゃあ、書かれていない日は何を?」

「と言われても、記憶がなく……」

「仕事をされていない日でも、ガソリン代や高速代が元帳には計上されているんですが、奥さんは、何を見て日付や金額を記載してますか?」

「主人がくれた領収書からですが……」

「まさか、経費は架空じゃないですよ?」

川上はにっこり笑い夫人を見た。

TAX

ナンバー

プレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和6事務年度の個人事業者に対する消費税の調査等件数になります。

答え=

A

B

 万件

ナンプレの予想難易度：9

		4	2	1				
	6		5		4	B		
			6				3	
3		5	1		2		7	9
1				9				5
6	7		3		5	2		8
	2	A			7			
			8		1		9	
				5	3	1		

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。

パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 10月4日(日)

前回の答え

4

6

1

 万者

豊かな経験、確かな技術。



Ⓢ 大一電気工業株式会社

取締役社長 長瀬 裕亮

本社／〒760-0067
高松市松福町2丁目4-6
TEL087-851-1178(代)
FAX087-851-3621
支店／愛媛 営業所／徳島・北島
建設所／綾川



海のみえる

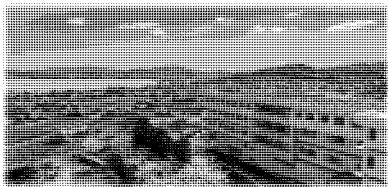
SANKO HOSPITAL

医療法人社団 光風会

三光病院

香川県依存症治療拠点機関（アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症）
認知症疾患医療センター

精神科・児童精神科・老年精神科・睡眠障害精神科・心療内科・内科



香川県高松市牟礼町原883-1
TEL (087) 845-3301
FAX (087) 845-6822
<https://www.sanko-hp.com>

広島局の斎須局長が就任会見

「しっかりとDXに取り組む」

斎須明之(さいす・ともゆき)氏の略歴

財務省・国税庁の8月1日付の人事異動により、広島国税局長に就任した斎須明之氏(国税庁調査査察部長)は8月31日、広島市中区の同局で就任記者会見を行った。写真。

斎須局長は「納税者の皆様の信頼を確保しながら、昨日より今日、

今日より明日、一歩でも税務行政を良いものにできるよう、広島国税局の職員と一緒に、関係団体の協力もいた

だしながら、チームワークで取り組んでいきたい」と抱負を述べた。

さらに、デジタル化の進展などに触れながら、「業務を効率化・高度化して、デジタル化・国際化・高齢化などの我々を取り巻く環境の大きな変化に税務行政が的確に対応できるように、しっかりとデジタルトランスフォーメーションに取り組んでいく」と語った。

熊本局 剣持局長が就任の抱負

「適正公平な課税の実現を」

財務省・国税庁の7月10日付の人事異動により、熊本国税局長に就任した剣持敏幸氏(沖縄国税事務所長)は、就任の抱負を次のように語った。

はじめに、令和8年熊本地震で被害を受けた方々に、心よりお見舞い申し上げます。被災された方それぞれ、被災された方それぞれの事情や被害の実情等に十分配慮しながら、適正・公平な課税の実現に努めます。

また、e-Taxのさらなる普及やキャッシュレス納付の推進など、税務行政のDXの加速に取り組むほか、本格焼酎をはじめとする酒類業の振興や販路



拡大、輸出促進にも力を入れてまいります。

熊本国税局2000人の職員が個々の能力を遺憾なく発揮できるよう、忌憚なく意見を述べられる職場環境の醸成にも努めてまいります。

沖縄国税事務所長。58歳。群馬県出身。

国税専門官1DAY仕事体験を開催

大阪局 学生ら365人が参加

大阪国税局はこのほど、同局で4日間開催した「国税専門官1DAY仕事体験」を開催した。国税局の仕事に興味を持ってもらうと開かれたもので、大学に通う学生ら365人が参加した。参加者は、職員から国税専門官の業務内容や税務調査の基礎知識などについて説明を受けた後、グループに分かれて模擬税務調査と模擬滞納処分を体験した。模範税務調査では、調査官になりきり、モ

デルケースのレストランの申告状況について総勘定元帳やレジロール、領収証の控えなどをさまざまな資料から不正申告の疑いがないかなどを検討したほか、職員が演じるレストランの社長を相手に、申告の問題を指摘し申告の不正を追及した。

模範滞納処分では、検討資料を基に搜索・差押えシミュレーションを体験。さらに差押え車両を想定し、実際にタイヤロックやハンドロックの操作のしかたを体験した。写真。



変更について、宇野専務理事が「青色申告会を取り巻く環境」をテーマに、それぞれ研修を行った。研修会終了後には、昼食をとりながら交流を深め出席者にとって有意義な時間となった。

10月7日開催・オンラインセミナー

免税店におけるリファンド方式への移行準備と移行後の実務のポイント

免税店が、令和8年11月1日以後において行う免税購入対象者との取引については、リファンド方式による対応が必要となります。

リファンド方式は、免税店が免税購入対象者に対して90日以内に出国することを条件に、税関における確認を経て、その者に消費税相当額を返金(リファンド)することをいい、移行前は、免税対象商品の範囲や販売方法の変更等に伴う準備、移行後は、税込価格(課税)での販売、返金方法、帳簿の振替処理等の新たな対応が必要となります。

このセミナーでは、免税店を経営する事業者だけでなく、税理士が免税店から相談を受けた際に対応できるよう、リファンド方式における留意すべき点を解説いたします。

日時 2026年10月7日(水)13:30~16:30
※研修時間: 3時間

受講方法 オンライン型(ライブ・アーカイブ配信)
※当日のライブ配信と後日録画配信コンテンツで視聴可能。
配信期間: 10月15日~10月29日

講師 税理士・名取和彦(なとり・かずひこ)氏
東京国税局課税第二部消費税課係長、課税第一部審理課主査、東京国税不服審判所副審判官、国税庁税務大学校総合教育部教授、成田税務署副署長、東京国税局総務部主任税務相談官、築館税務署長、大森税務署長等を経て、令和3年7月退職、同年8月税理士登録

受講料 1名につき15,000円(税込・レジュメ代を含む)
※「税のしるべ」購読者の方は、割引価格12,000円(税込)となります。

テキスト レジュメ

申込方法 大蔵財務協会ウェブサイトの申込フォームよりお申込みください。



学生からは「いろいろな切り口から税務調査を行う醍醐味を感じた」「専門性の高さを感知、私も国税専門官になりたいという気持ちが高まった」などの感想が寄せられた。

ひろしま銘菓
川通り餅

御菓子処 株式会社 亀屋
本社/広島市東区光町二丁目一十一番三
〇八二二六四一四(代)
●直営店/ek-e広島店
〇八二二六三〇二二

岡部機械工業株式会社

代表取締役 岡田 聡 司

〒811-3101
福岡県古賀市天神2丁目6-1
☎ (092) 943-2531(代)
FAX (092) 943-2535

全酒類卸売

今泉酒類販売株式会社

代表取締役社長 今泉 三千俊

〒811-2233 福岡県粕屋郡志免町別府北1丁目2番25号
☎ (092) 611-6831 FAX (092) 621-7175
(小売部) 福岡県粕屋郡志免町別府北1丁目2番25号
☎ (092) 624-8801 FAX (092) 624-8802